

# 令和七年度 \*民間園長研修会\*

日時 令和七年十月二十三日～二十四日  
会場 アクトシティ浜松

コングレスセンター 三一会議室

今年度の民間園長研修会は、静岡県の西部に位置する浜松市で行われ、会場はアクトシティ浜松コングレスセンター三一会議室にて実施しました。また、今回は有限会社ゼンポ保険担当の海老塚氏より「弁護士とつながるはいくりーガルサービス」並びに各種保険制度のご案内もありました。



【開講式 県保連 岡田泰稔会長挨拶】

岡田会長からの挨拶では、私達の事業に対し今の行政への高い関心と期待が持てる事を

示唆しつつ、新たに導入される制度への理解と、その制度をどの様に運用していくべきかなど私達の変わりゆく環境について行政との話し合いなどを行い、今後の保育政策の方向性などを踏まえ所見を述べられました。

## 【講義①】「保育行政の動向について」

静岡県健康福祉部こども未来課長

松本 文 氏

静岡県における、取り組みや支援についての説明をして頂きました。静岡県幼児教育センターより、静岡県幼児教育推進マスコットキャラクター「わっぴびょん」の紹介があり、こども



若者局の新たな創設、しずおかこども幸せプラン、本県の少子化の現状、「保育政策の新たな方向性」についてなどの紹介や説明を話して頂きました。また、子育て世代に対し、若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業、子どもや子育て世代との交流・体

験などの既の実施している事業の報告もあり、保育士配置基準の改善についても表をもとに過去から現在までの流れの説明がありました。そして、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対しての説明があり、既の実施している延長保育等事業の導入時と事業内容は違うが、実施を開始すれば同じような流れになるのではないかと述べられました。

## 【講義②】「安心・安全な場のつくり方〜園長に必要なリーダーシップとは〜」

ことのはスクエア 代表

橋本 恵子 氏

次の講義は静岡第一テレビにてアナウンサーとして活躍し、アナウンス室長やグループ会社で放送・業務部長として活躍し、二〇一九年に独立し、様々な資格を有し各団体の理事やアドバイザーなどを務められている、橋本氏より講義を頂きました。組織が上手くいく

中の心理的安全性の重要性を説明し、必要な六つの要素「関係性」「自己効力感」「自律性」「目的と意味」「多様性」をいかに作れるか、また、作り方のアドバイスをして頂きました。



また、現在における指導とハラスメントの違いやプロセスにフォーカスする七つのコツ、「承認」することの効果や注意点、やる気（自律性）とコントロールの関係、「ティーチング」と「コーチング」の違いやバランスなどを踏まえた様々なリーダーシップスタイルがある」と講義頂きました。

### 【講義③】「面白がる園が未来をつくる」制度対応から文化創造へ」

認定こども園さくら 園長



堀 昌浩 氏

この講義では、認定こども園さくらの園長先生でもあり、日本保育協会本部推薦評議員、一般社団法人 Learning Journey の代表などを務められている堀先生より講義を頂きました。最初に園紹介があり、そして、保育園やこども園の在り方について過去、現在、未来と話しお話しされ、これまで（過去）そろえる教育・保育に適した施設・内容、いま（現在）伸ばす教育・保育にジャンプしようとする施設・内容、これから（未来）主体性を越えたその先の施設・内容を基に講義を頂

きました。また、こども誰でも通園制度の概要から一時預かり事業との違う点などの解釈や導入に至っての考えられるメリットデメリット、「誰でも通園」事業がはたす子育て支



援策などの優位性や価値のお話しを頂きました。さらに、実施園として実際にあったことなどの事例を踏まえ説明して頂きました。後半の部分では、県内の東部中部西

部から各一園ずつ実施者を交えたパネルディスカッションが行われ、富士市立第三保育園園長の久保倉先生、こぼと保育園園長の大石先生、まつばこども園園長の山田先生が登壇し実施についてディスカッションが行われました。その中でも実施に関しては、後ろ向きなところも少なからずありながらも、「全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方をライフスタイルにかかわらない形での支援をする制度」という目的であり、また一時預かり事業を長期に渡り運営してきた実績を踏まえ行ったと、大石先生が

おっしゃられました。利用状況としては、実利用者としては、三名で延べ二十六名が利用し、一人の子



が二十四回利用し、集団の中で成長を期待しての利用で、他の子は、保護者の事情によるものだったと、山田先生が報告してくださりました。実施方法も「一般型（在園児

合同又は専用室独立型）」と余裕活用型とあり制度の深い知識が必要となり、また、対象者（保護者）等にも一時預かりとの違いを伝えていく必要があり、行政を経由してくるものなのでこちらから積極的に説明する必要があるが、対象者から質問等がある場合は答える必要があるため知識は必要との事でした。さらに、この制度はまだ試行段階にあり、自治体によって実施内容が異なる可能性があるようで、利用時間の制限（月十時間など）や対応する施設・園の調整が必要であり、また、既存の「一時預かり保育」制度との整理・併用が課題の一つとして議論されており、保育士の人員確保や保育施設のキャパシティ確保も課題になると講義頂きました。